

日時：令和 7 年（2025 年）1 月 9 日（木）15：00～
場所：横須賀市役所庁舎 3 号館 301 会議室

第 24 回 横須賀市環境審議会 みどり政策推進部会 会議次第

1 開 会

2 建設部長挨拶

3 部会委員及び関係職員・事務局職員紹介

4 議 事

議題（１）部会長の選出及び職務代理者の指名

議題（２）当部会における傍聴及び議事録の取り扱いについて

議題（３）「(仮称)横須賀市みどりの基本計画・生物多様性地域戦略」策定について

議題（４）「横須賀市みどりの基本条例」の見直しについて

5 そ の 他

■事前配布資料

「次 第」

「資料 1」部会委員名簿及び専門委員名簿

「資料 2」関係職員及び事務局職員名簿

「資料 3」横須賀市環境審議会規則

「資料 4」横須賀市環境審議会傍聴実施要領

「資料 5」議事録の取り扱い

「資料 6」みどり政策推進部会の概要

「資料 7－1」「みどり基本条例」及び「(仮称)横須賀市みどりの
基本計画・生物多様性地域戦略」の策定について

「資料 7－2」新計画の構成案

「資料 7－3」基本的事項（用語の定義）

「資料 7－4」新計画の概要及び基本理念・目標

「資料 7－5」新計画の施策について

「補足資料 1」現行計画の基本理念と目標

「補足資料 2」YOKOSUKA ビジョン 2030 の一部抜粋

「資料 8－1」みどりの基本条例見直しについての概要

「資料 8－2」みどりの基本条例条文

横須賀市環境審議会みどり政策推進部会

【委員名簿（敬称略）】

	氏 名	区 分	役職等
1	飯 島 健太郎 いい じま けんたろう	学 識 経 験 者 （ 公 園 行 政 ）	東京都市大学教授
2	寛 修 一 かけい しゅう いち	市 民	公募委員
3	川 田 剛 かわ だ つよし	事 業 者 （ 農 業 ）	J A よこすか 葉山経済部長
4	高 梨 雅 明 たか なし まさ あき	学 識 経 験 者 （ み ど り 行 政 ）	一般社団法人 日本公園緑地協会会長
5	名 執 芳 博 な とり よし ひろ	学 識 経 験 者 （ 自 然 環 境 行 政 ）	公益財団法人 日本鳥類保護連盟理事
6	長 谷 川 隆 は せ がわ たかし	学 識 経 験 者 （ 学 校 教 育 ）	横須賀市立小学校校長会
7	林 公 義 はやし まさ よし	学 識 経 験 者 （ 海 洋 環 境 教 育 ）	北里大学海洋生命科学部講師
8	松 行 美帆子 まつ ゆき み ほ こ	学 識 経 験 者 （ 都 市 計 画 ）	横浜国立大学教授
9	矢 部 和 弘 や べ かず ひろ	学 識 経 験 者 （ 森 林 ・ 治 山 治 水 ）	東京農業大学教授

横須賀市環境審議会みどり政策推進部会 関係職員・事務局職員名簿

(事務局・関係職員)

所 属	役 職	氏 名
建設部	部 長	藤 田 順 一
建設部自然環境・河川課	課 長	引 本 敦 史
建設部自然環境・河川課みどり政策班	課長補佐	内 田 敦 大
	担 当 者	森 塚 晶 人
建設部自然環境保全・活用担当課	担当課長	島 田 圭
	担 当 者	宮 川 雅 子

○横須賀市環境審議会規則

平成8年7月25日規則第47号
改正 平成23年4月1日規則第7号
平成24年3月30日規則第7号
令和元年9月25日規則第23号

横須賀市環境審議会規則を次のように定める。

横須賀市環境審議会規則

(総則)

第1条 横須賀市環境審議会(以下「審議会」という。)の運営については、環境基本条例(平成8年横須賀市条例第26号)に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員)

第2条 委員は、市民、事業者及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平24規則7・一部改正)

(委員長)

第3条 審議会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(平23規則7・一部改正)

(部会)

第5条 部会は、委員長が指名する委員10人以内をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会の委員が互選する。

3 部会長は、部会において検討した事項を審議会に報告しなければならない。

4 第3条第2項及び第3項並びに前条の規定は、部会について準用する。

(平23規則7・全改、令和規則23・一部改正)

(専門委員)

第6条 専門委員は、専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 専門委員の任期は、担当する特別の事項の調査研究の期間とする。

(平23規則7・追加)

(その他の事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

(平23規則7・旧第6条繰下)

附 則

この規則は、平成8年8月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第7号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月25日規則第23号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

横須賀市環境審議会傍聴実施要領

- 1 この要領は、横須賀市環境審議会（以下「審議会」という。）の傍聴の実施について、必要な事項を定める。
- 2 審議会は原則として公開とする。ただし、審議会の審議内容等の都合により、審議会委員の総意によりこれを非公開とすることができる。
- 3 審議会の傍聴者の定員は原則として 10 人以内とする。
- なお、開会時刻 10 分前の時点で定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定し、また、定員に達しない場合は、審議会閉会時まで先着順に受け付ける。
- 4 傍聴希望者は、事務局から傍聴章の交付を受け、これを常時見えるところに着用し、傍聴を終了する際には事務局に返還する。
- 5 傍聴者による写真、ビデオ等の撮影、録音はできない。
- 6 傍聴者が次の事項を遵守せず、かつ、委員長の指示に従わない場合には、傍聴の許可を取り消すことができる。
- （1）審議会委員の発言に対し、拍手やその他の方法で賛否を表明しないこと。
- （2）話をしたり、笑ったりして騒ぎ立てないこと。
- （3）はちまき、腕章などをして示威的行為をしないこと。
- （4）病気その他の理由により委員長の許可を得たとき以外は、コート、マフラーなどを着用しないこと。
- （5）飲食、喫煙をしないこと。
- （6）委員長の許可を得たとき以外は、メモ以外の目的で携帯電話等の電子機器を使用しないこと。
- （7）むやみに席を離れないこと。
- （8）その他、審議会の秩序を乱したり、会議の妨げになるような行為をしないこと。
- 7 本要領の規定は、部会において準用する。
- 8 審議会の傍聴の実施に関する事務は、環境部環境政策課が行う。

[傍聴章]

No.	環境審議会	
傍	聴	章

議事録の取り扱い

「審議会等の設置及び運営に関する要綱」第11条に基づき、審議会の公開非公開にかかわらず、議事録の作成が義務付けられているため、会議内容を録音し、発言者の氏名を明記して発言の要旨を記載した議事録を作成します。

事務局が作成した議事録(案)は、ご発言された各委員に内容等を確認させていただいた上で、議事録として確定し、同要綱第12条第1項に基づき、総務部総務課へ提出(市政情報コーナーで一般の閲覧に供するため)するとともに、横須賀市ホームページへの掲載により情報提供します。

(参考) ○審議会等の設置及び運営に関する要綱(抄)

平成17年4月1日

(会議の運営)

第10条 会議の運営は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (3) 傍聴者への資料提供 委員に配付した資料については、配付部数に制限のある資料、会議開催の都度使用する資料等を除き、傍聴者に提供するものとする。ただし、配付資料に非公開情報に該当すると思われる情報が含まれる場合は、委員資料とは別に傍聴者に配付する資料を作成するものとする。

(議事録の作成)

第11条 所管課は、審議会等の会議の公開非公開にかかわらず、会議終了後、速やかに議事録を作成しなければならない。

- 2 前項の議事録は、会議の概要又は発言内容を記録するものとし、会議の経過及びその結果の要点が分かるように記載するものとする。

(議事録等の公表)

第12条 公開した会議については、議事録及び第10条第3号に規定する傍聴者に配付する資料(以下この条において「配付資料」という。)を閲覧に供するため、総務課へ提出しなければならない。この場合において、所管課は、議事録及び配付資料を、横須賀市ホームページへの掲載により情報提供するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、配付資料の横須賀市ホームページへの掲載を行わないことができる。
 - (1) 配付資料が著しく多量であるとき。
 - (2) 配付資料の大きさが日本工業規格A列3番を超えるなどの理由で、電子化が困難なとき。
 - (3) 行政目的として著作物を複製した資料のうち、横須賀市ホームページへ掲載するに当たって著作権者の許諾を得る必要があるもの

みどり政策推進部会の概要

1 環境審議会及びみどり政策推進部会の役割と位置付け

(1) 環境審議会（以下、「審議会」という。）の役割

- ①環境基本条例第 22 条の規定に基づき設置
- ②環境基本条例では必要に応じて「部会」及び「専門委員」を設置できることを規定

【環境基本条例（抜粋）】

第 4 章 環境審議会

第 22 条 環境の保全及び創造に関する基本的事項その他必要な事項について調査審議するため、本市に地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関として、横須賀市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 他の条例の規定によりその権限に属させられた事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

5 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

6 審議会に、特別の事項を調査研究させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

(2) みどり政策推進部会の役割

- ①審議会委員長（以下、「委員長」という。）からみどり政策推進部会部会長（以下、「部会長」という。）へ検討事項を付議（付託）し、部会において検討事項を専門的・具体的な審議・検討
- ②横須賀市環境審議会規則第 5 条第 3 項に基づき、部会での検討事項を審議会へ報告
- ③報告の方法は、審議会事務局から部会での検討内容・結果を一括報告（部会長等からの補足説明）し、審議会全体で検討結果をベースに審議・検討
- ④「専門委員」は部会の評決には加わらないものの、立場・意見等の取り扱いは同等

